

選べるギフトサービス利用規約

平成 30 年 10 月 1 日

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

(約款の適用)

第1条 本規約は、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ（以下「当社」といいます）が提供するメガ・エッグコレクトサービスの利用契約（以下「利用契約」といいます）におけるギフトサービス（以下「ギフトサービス」といいます）について定めます。

2 当社は、本規約に基づき、ギフトサービスを提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は、利用契約に基づきギフトサービスの利用を受ける者（以下「利用者」といいます）の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。

(本サービスの内容)

第3条 当社は、利用者に対し、別表1に定めるコースのうち利用者が選択したコースのサービスを提供するものとします。

(適用関係)

第4条 利用者は、ギフトサービスの利用に関し、本規約又は約款に定めがない事項については、サービス提供事業者が定める約款、利用規約及びその他の規約の定めが適用されることに同意するものとします。ただし、本規約の内容が、サービス提供事業者が定める約款、利用規約及びその他の規約の定める内容と矛盾・抵触する場合は、本規約又は約款の内容が優先的に適用されるものとします。

(利用料金)

第5条 利用者は、利用料金（当社が約款で定める金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします）をお支払いいただきます。

2 当社がIP通信網サービスの提供を開始した日が属する月から起算してサービスの

提供が終了するまでの期間について利用料金の対象となるものとします。なお、暦上の月の途中で利用料金の対象となった場合や暦上の月の途中で解約が行われた場合であっても、利用料金の日割計算を行い利用料金の減額を行うことはありません。

- 3 前項の定めにかかわらず、当社 I P 通信網サービス契約の成立後に利用者がギフトサービスを選択し申し込んだ場合、又は追加申込若しくは変更申込によりギフトサービスを選択した場合、各申込日が属する月の翌月から起算してサービスの提供が終了するまでの期間について利用料金の対象となるものとします。
- 4 利用者は、利用者が本規約に定めるコース選択の申込み又は個別のギフト選択申込みを行わない場合であっても、第 1 項に定める料金の支払義務を免れないものとし、当社は、既払分の利用料金の返還、精算等を行わないものとします。

(コース選択の申込み)

第 6 条 利用者は、IP 通信網サービスの提供開始後、当社に対し、当社所定の方法により、別表 1 に定めるコースの中からコース選択の申込みを行うものとします。

- 2 利用者は、利用契約の申込み時に当社に通知した住所を含む情報について変更がある場合、速やかに当社所定の方法により通知するものとします。

(年 2 回お届けサービスにおける個別ギフトの選択申込み)

第 7 条 当社は、設定されている基本メールアドレスに対し、個別ギフトの受取の申請に必要な URL が記載された電子メール（以下「案内メール」といいます）を送信します。

- 2 利用者は、案内メールの発送後 6 カ月以内に当社が指定する URL へアクセスし、当社所定のフォームから個別ギフトを選択し、受取のための申請を行うものとし、当社が利用者からの申請を確認した時点で申請を受け付けたものとします。
- 3 当社は、申請の受付後、当社が指定するサービス提供事業者を通じ、予め利用者が

当社所定の方法により通知した住所に対し、個別ギフトを送付するものとします。

- 4 利用者が第2項に定める申請を行わない場合、利用者が有する個別ギフトを受領する権利が失効するものとします。

(誤発注、在庫切れ、商品間違い・不良品等による交換)

第8条 利用者が誤って個別ギフトの申請を行った場合であっても、利用者は、個別ギフトの申請のキャンセルを行うことができません。

- 2 利用者からの個別ギフトの申請を確認後、当社又はサービス提供事業者において、利用者が受取りの申請を行ったギフトが在庫切れ等により発送ができない場合、申請をキャンセルさせていただくことができます。この場合、利用者は、キャンセルの連絡から6か月以内に再度当社が指定するURLへアクセスし、当社所定のフォームから個別ギフトを選択し、受取のための申請を行って頂くものとします。
- 3 利用者が受領した個別ギフトに瑕疵が存在する場合(個別ギフトの発送時まで発生した瑕疵に限ります)又は申請した商品と異なるものであった場合、当社が個別ギフトの申請を確認した日から起算して2週間以内に、利用者が当社に対し所定の方法によりその旨を通知した場合に限り、当社は個別ギフトを再度送付するものとします。ただし、申請されていた商品の在庫切れその他の事情により当社が当該商品の再度の送付ができない場合、代替品の送付等で対応させていただくことがあります。
- 4 本条に定める場合を含め、利用者は、利用料金の支払義務を免れないものとし、当社は、既払分の利用料金の返還、精算等を行わないものとします。

(毎月お届けコースにおける電子ギフトの提供)

第9条 当社は、設定されている基本メールアドレスに対し、電子ギフトの受取に必要なURLが記載された案内メールを送信します。

- 2 利用者は、案内メールの発送後 6 カ月以内に案内メールに記載された URL へアクセスし、当社所定のフォームから個別の電子ギフトを選択する申請を行うものとします。
- 3 当社は、申請の確認後、当社が指定するサービス提供事業者を通じ、基本メールアドレスに対し、電子ギフトの進呈メールを送信します（以下「進呈メール」といいます）。
- 4 利用者は、進呈メールの発送後 6 カ月以内に当社所定の手続きを行うことで電子ギフトを受領することができるものとします。
- 5 利用者が第 2 項に定める申請又は前項に定める手続きを行わない場合、利用者が有する個別の電子ギフトを受領する権利が失効するものとします。

（利用者における電子メールの受信等について）

- 第 10 条 ギフトサービスの提供にあたり、当社が利用者に対し電子メールの送信を行う際、利用者に設定された基本メールアドレスに発信する方法により行うものとし、利用者は、当社からの電子メールが到達するように受信設定を行うものとします。
- 2 当社からの電子メールの送信は、当社の電子メールの発信をもって利用者に到達したものとみなし、インターネット回線の不具合、利用者の受信設定その他当社の責めに帰さない事由によりメールを受信できなかったときであっても、当社は、利用料の返還及び損害の賠償を行わないものとします。

（免責事項）

- 第 11 条 サービス提供事業者からの個別のギフトの発送が遅れたことにより、個別のギフトの到達が遅れた場合、当社の故意又は重過失が存在するときを除き、当社は利用料の返還及び損害の賠償を行わないものとします。
- 2 利用者が通知した住所に個別ギフトが到達後、利用者は個別ギフトを速やかに受領する義務があるものとし、当社は、利用者の受領の遅延または受領拒絶による個別

ギフトの滅失、毀損その他個別ギフトに生じた危険についてその責めを負わないものとし、ます。利用者がギフトの受領を拒絶した場合等当社の責めに帰さない事由により利用者が個別ギフトの受領をしなかった場合についても、同様とし、当社は、個別ギフトを再度送付しないものとし、ます。

別表 1

コース名	コース内容
年 2 回お届けコース	当社が指定する商品の中から、利用者が 6 カ月毎に選択したギフトを提供するもの。
毎月お届けコース	当社が指定する電子ギフトサービスの中から、利用者が交換商品を選択可能な電子ギフトを電子メールにて提供するもの。

附則

(実施期日)

本規約は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。